

【重要】

**就学支援金の支給を受けるためには、申請手続きが必要となります。
以下について、必ずご確認をお願いします。**

令和8年(2026年)5月1日

保護者の方へ

北海道福島商業高等学校長 城野和彦

高等学校等就学支援金受給資格認定申請のお知らせ

令和8年4月から、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金という。’)の支給に関する法律の一部改正により、所得制限の撤廃や国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の変更がありました。今後、就学支援金制度の改正作業を行う予定ですが、法改正前同様に、就学支援金の支給を受ける場合には、これまでどおり受給資格認定申請が必要となりますので、手続きをお願いします。

詳細につきましては、本校ホームページ[事務室より]に①リーフレット及び申請者向け利用マニュアル(【全学年：②共通編】【1年生：③新規申請編】【2～3年生：④変更手続編(在校生受給資格確認)】)を掲載しておりますので参照し、高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)(以下、「システム」という。)により、令和8年(2026年)5月1日(金)から令和8年(2026年)5月15日(金)までに申請してください。

記

1 高等学校等就学支援金の支給対象となる方

ホームページ[事務室より]掲載のリーフレットのとおりに(3月末時点での国のリーフレットとなります)

e-Shienによる申請はこちらから→



2 配布書類

ログインID通知書(1年生のみ)

3 留意事項

- (1) 審査の結果については、審査機関より通知が届き次第文書でお知らせする予定です。
- (2) パソコンやスマートフォンを所持していない等の理由により、オンライン申請ができない場合には、学校のパソコンから申請を行うことも可能です。希望する場合は、学校へご連絡ください。
- (3) 申請者向け利用マニュアル等手続きについては、今後、内容に変更がある場合があります。
- (4) その他、登録方法や制度の内容についてご不明な点がある場合や、期日までに申請・提出ができない場合は、事務担当(中野)(TEL 0139-47-2131)までご連絡ください。